

# 基礎的自治体の広域化

——フランスの場合——

市川直子

1999年、わが国では地方分権一括法が成立した。この地方分権法は翌年4月から施行され、すでに実施の段階に入っている。もっとも委譲された権限の受け皿である自治体の広域化をめぐる議論は再開されたばかりである。

同じく1999年、フランスでも地方行政に関する法制度が改められた。フランスは基礎的自治体であるコミューンの数がきわめて多く、しかも1980年代の分権化改革で地方自治体の広域化についての議論が先送りされていた。それが1990年代に進められたのである。

そこで本稿では、フランスのコミューンに関する制度的な枠組みを概観してみようと思う。地方全般に関する各種法令をまとめている地方公共団体一般法典<sup>(1)</sup>をもとに現行のコミューン制度を明らかにする。そのことによって、フランスの基礎的自治体の広域化がどのような状況にあるのかを全体的に見渡すことができ、わが国の状況と比べることが容易になろう。

以下においては、コミューンの大要を鳥瞰した上で、その合併制度について言及し、つぎにコミューン事務の共同処理の法制に関して事務組合、共同体の仕組みに進み、そして最後に、わが国の状況と比べながらフランスの様相をまとめている。

## 1. コミューン

フランス第五共和制憲法の第72条は、地方公共団体の1つとしてコミューンをあげる。そしてコミューンは法人格を持ち、法律の定める要件にしたがって自由にそのコミューン行政をおこなう。コミューンはその権限に属する事項を議決により定める(111-2)。このコミューンの有する権限にはどのようなものがあるのだろうか。

### (1) 権限

国から地方への権限委譲の問題は1980年代に大々的に議論され、すでに州が国土計画(programmation)、交通、社会教育(formation)を、県が社会福祉(action social)、大型施設の管理を、コミューンが身近なことがらを行うようになって<sup>(2)</sup>いる。そのなかで、たとえば各種法典の示すコミューンの権限にはおよそ次のようなものがある。まず、初等教育について、コミューンは幼稚園・小学校の設置および管理の権限を有する(2121-30)。またコミューンは、

整備計画 (planification aménagement) についてコミューン間発展整備憲章を、都市計画 (urbanisme) についてマスタープラン (schéma directeur) ・土地占有計画 (plan d'occupation des sols) を、住宅について地域住宅計画を、交通について都市交通計画を作成することができる。

これらのコミューンの権限として、どのような特徴があげられるであろうか。土地をめぐる計画書の作成に関する事項が目立っている。住民の土地所有権を制約する割合の高い事項では、身近な目に見える自治体であるコミューンの意見が参考として徴されているといえよう。また、コミューンの主要な権限として示されていない事項にも注意を払っておきたい。すなわち社会福祉関連である。給付を主たる目的とする社会福祉に関連した事項は、基礎的自治体であるコミューンではなく、特に、その上位の自治体である県の権限に振り分けられている。

## (2) 住民自治

では、このような権限を有するコミューンの行政はどのようになされているのであろうか。憲法第72条は「地方公共団体は、選出された議会により法律の定める条件にしたがって自由に行政をおこなう」と規定し、これを受けて地方法典も第1条で「コミューンは、選出された議会により、自由に行政をおこなう」と定めている。したがってコミューンは選挙にもとづく代表制によっている。各コミューンには選挙で当選した議員からなるコミューン議会 (conseils municipaux) が設置されている。このコミューン議会がコミューン行政を担当する。

また、1990年代にはコミューン行政に直接民主制の要素が加味され、住民投票の制度化がおこなわれた。<sup>(3)</sup> コミューンの選挙人はコミューンの権限である事項について投票により意見を表明することができる。そして、コミューンの一部区域のみに関する事項が投票にかけられる場合、その投票は一部区域の選挙人のみにより行われる(2142-1)。このようなコミューンの権限をひろく対象事項とする住民投票は、コミューンの長またはコミューン議会の議決により実施される。しかしさらに地域整備にかかわる事項については、住民側も有権者の5分の3により投票の実施を請求することができる(2142-3)。これらの住民投票は諮問的なものであり、コミューンの代表制を補完する役割が期待されている。

## (3) 住民規模

では、このような住民自治を実現する場になっているコミューンの規模はどのくらいであろうか。コミューンの地域的範囲については、変更または争いのない限り、旧来の区域によることが前提とされている。それは、しばしば中世の共同体(communauté)や司祭管轄区域であった教区(paroisse)に起源が求められ、革命期の法律によって、平等に、コミューン(commune)という名称が付された地域である。したがって現実のコミューンの規模にはかなりの開きがある。後述する1999年法の審議過程で参照された国勢調査の結果をもとに、<sup>(4)</sup> コミューンの住民数を確認しておこう。あわせて地方法典で定められているコミューン議会議員数を示すことにする(2121-2)。

コミューン議会 法定議員数	コミューン規模 (人)	コミューン数	住民数 (人)
9	0- 99	4,082	262,110
11	100- 199	6,681	985,016
11	200- 299	4,886	1,200,786
11	300- 399	3,522	1,218,757
11	400- 499	2,403	1,070,581
15	500- 699	3,675	2,160,290
15	700- 999	2,934	2,439,647
15	1,000- 1,499	2,628	3,181,744
19	1,500- 2,499	2,251	4,323,778
23	2,500- 3,499	1,041	2,984,645
27	3,500- 4,999	736	3,066,379
29	5,000- 9,999	898	6,168,826
33	10,000- 19,999	445	6,231,927
35,39,43	20,000- 49,999	293	9,087,761
45,49,53	50,000- 99,999	67	4,443,077
55,59	100,000-199,999	25	3,405,215
61,65	200,000-299,999	6	1,337,208
69	300,000-	5	4,116,977

この表からは何がわかるであろうか。中ほど2列のコミューン規模とコミューン数を見ると、各コミューンの人口規模の小ささが浮きだっただけで、100人未満のコミューンが全国で4000以上も存在する。したがって合計すると、フランス本土約55km<sup>2</sup>のコミューン数が3万6551という膨大な数にのぼることになる。

そしてコミューン規模と法定されているコミューン議会議員数を対比してみると、このコミューンの特色がより明らかとなろう。すなわち、たとえば100人未満のコミューンの場合、住民の約1割が議員ということになる。フランス本土の全コミューンの77%が1000人未満であることを考慮すれば、これはフランスの基礎的自治体の民主化がかなりの程度で具体化されているということを意味している。換言すれば、フランスの大半を占める狭小コミューンは住民同士をつながりをもった地域社会であり、そうしたコミューンは住民自治を実現する場になっているということである。

しかしながら逆に、コミューン規模と住民数とを合わせてみると、そのような1000人未満のコミューンに住んでいる者は全人口約5800万人の2割にも満たない。別言すれば、フランスの住民の8割以上が実はコミューンの自治をさほど実現していないということにもなる。

こうした住民自治の実質化を左右するコミューン規模のアンバランスを是正するために、まず狭小コミューンの広域化が目指されてきたのである。<sup>(5)</sup> もっとも明快な手法がコミューンの合併を促すものである。

## II. コミューンの合併

立法府が地方自治体の規模を拡大しようと試みたとき、まずコミュニティ相互の合併を促進させようとした。住民相互のつながりの基盤である旧来のコミュニティを消滅させる合併について、どのように正当化したのであろうか。民主的手続きが前面に押し出されている。

コミュニティの合併は、まず、コミュニティ議会が一定の多数により住民投票をおこなう旨を議決し、つぎにその住民投票で特定多数により賛成の表明されることが必要である。すなわち第一に、合併が構想されている全区域について、その住民の3分の2をかかえるコミュニティ区域のコミュニティ議会が過半数で住民投票の実施を議決し、または全住民の半数をかかえるコミュニティ区域のコミュニティ議会が3分の2の多数で住民投票の実施を議決し、あるいは、県の国務代表者が投票実施を決定するとき、合併の是非を問う住民投票が行われる(2113-2)。第二に、住民投票が実施され、その有効投票が全コミュニティ有権者の4分の1以上あり、その過半数が賛成を表明する場合、県の国務代表者は合併を宣言する決定を下す。但し、各コミュニティは、その有効投票が当該コミュニティ有権者の半数以上あり、その3分の2が反対を表明するときには、合併を強制されない(2113-3)。

以上のように、コミュニティの合併には住民が直接に考えを表明する直接民主制的手法が折り込まれている。わけても、住民相互のつながりが強いと思われる狭小コミュニティに単独で合併を拒否する表明権の認められていることが重要であろう。

ところで、コミュニティの合併に関する規定の第1条は次のように示されている。合併を希望するコミュニティのコミュニティ議会は、単純合併または併設コミュニティ合併に向けた手続きをとる旨を議決することができる(2113-1)。ここで示された2つの合併は別個のものなのであろうか。単純合併(fusion simple)は合併後に市庁舎別館を設けることができるものであり、併設合併(fusion association)は市庁舎別館のみではなく、旧コミュニティの区画および名称を併設コミュニティとして保持し、コミュニティ長代理、社会福祉センター、諮問議会または諮問委員会を設けるものである。これらを見ると、たしかに後者の合併はできるだけ旧来の姿をとどめて住民の共同体意識を壊さないように工夫されたものであるが、しかしその工夫は補完的なものである。したがって法的には両者で大差はない。そうすると、従来のコミュニティを消滅させて新しい法人格をもつ別のコミュニティを設ける両合併をともにコミュニティの合併として取り扱ってよいことになろう。

では、このようなコミュニティの合併は、現実にどの程度なされたのか。単純合併のほかに併設合併の制度が整備されたのは1971年である。その1971年以降のおよそ20年強で、合計861のコミュニティが合併している<sup>(6)</sup>。フランスのコミュニティが前掲のように3万以上もあることを想起し、同時期、一度合併したコミュニティが後日に分離するというコミュニティの分離件数が合計147あることを考慮すると、基礎的自治体数の民主的減少を望む立場からは、この結果は好ましくない

ことになろう。そこで立法府は、このあまりに粗野な方法と評される合併<sup>(7)</sup>よりも、むしろコミューンの協力制度に力を注ぐことになる。

### III. コミューンの協力制度

コミューン相互の協力制度として、さまざまなものが法定されている。たとえば、コミューン議会は各コミューンの共通の利益にかかわる事項について協約 (entente) を締結することができる。コミューン議会は共通の利益にかかわる事業を企画したり、制度を維持するために規約 (convention) を結ぶこともできる (5221-1)。共通利益に関することは、各コミューン議会の代表者が出席する会議 (conférence) にかけることもできる (5221-2)。もっとも、議決事項は関係するコミューン議会すべてが承認してから実行に移されるので、会議自体に権限があるわけではない。

このほかの協力制度として、コミューンは相互協力のために公施設を作ることができる。公施設 (établissement public) には多様なものが含まれるが、ここでは複数の地方公共団体の協力を制度化するために一定の権限の行使が認められた公法上の法人をいう。これらコミューンの相互協力は、連帯して発展するための共同計画を作成するために、諸々のコミューンの自由な意思にもとづいて進められる (5210-1)。もとよりコミューンの公施設の目的は住民自治の実質化のみではなく委譲される権限の拡大化と財政的な基盤の強化も含まれるので、コミューンの相互協力について考えるときには中央から地方への補助金の交付、そのための税制の改革を合わせて考察しなければならない。<sup>(8)</sup> こうした多分に中央政府による誘導にもとづいて設立されているコミューン協力公施設には、各コミューンが分担して財源を供出するものと独自の財源をもつものがある。前者が事務組合であり、後者が共同体である。

#### A. コミューンの事務組合

コミューンの事務組合は、狭小コミューンの事務負担を軽減させる手法として第三共和制の1890年から活用されているが、ここでは現行のコミューン事務組合の規定を見てみよう。

コミューン事務組合 (syndicat commune) は、コミューン相互に利益をもつ事業を遂行し、サービスを提供するために、複数のコミューンを連携させるコミューン協力公施設である (5212-1)。こうしたコミューン事務組合の行使できる権限は何か。コミューンがコミューン事務組合に必ず委譲しなければならない権限はなく、法律の規定だけでは明らかではない。それは、加盟コミューンの明示的な委任にもとづいて決定される。コミューン事務組合に権限を委譲した場合、コミューンは当該事項に関してもはや独自にそれを行行使することはできなくなる。大方のコミューン事務組合の権限というものは、コミューン自体の権限を思い起こせば理解できよう。コミューンの権限には整備計画の作成等にかかわるものが多いが、とりわけ水道、電気の

ようなインフラの整備にコミューン事務組合は活用された。通例、コミューン事務組合は遂行する事務の数により、単一目的コミューン事務組合 (syndicat intercommunal à vocation unique : SIVU) と多目的コミューン事務組合 (syndicat intercommunal à vocation multiple : SIVOM) に分けられる (5212-16)。さらにコミューンは既存の事務組合に加入するにあたり一定の権限のみを委譲することができる (5212-16)。その上、コミューンの事務組合には、コミューンだけではなくコミューン協力公施設も加盟できる混合組合 (syndicat mixte) もある (5711-1)。そうするとコミューン事務組合というものはきわめて複雑な様相を呈してくることになる。それはつまり、住民にとり問題の管轄権限がどこに帰属しているのかを突き止めるのが容易ではないということの意味しよう。ここからコミューンの事務組合を民主的に正当化することが肝要となる。

コミューン事務組合には組合委員会 (comité syndical) が設置される (5212-6)。この委員会には各コミューンから2名の代表者を送る (5212-7)。各コミューンの代表者をどのように選出するかは、代表になることのできる資格がコミューン議会の被選挙権を有しているということのほか、各コミューンの自由に任されている。一般的には、各コミューン議会議員の互選により決まる。そうすると、コミューン事務組合の権限行使を正当化するのは、コミューン議会を媒介にした住民意思ということになる。直接には住民の意思を反映していないという点で、その正当性はコミューン自体よりも弱いことになる。言い換えれば、コミューン事務組合を設けるということは現状の狭小コミューンを前提とする限りで、地域行政の効率化という利点があるものの、住民自治の観点からは決して望ましいものではないことになる。そこで提示されるのが共同体という協力組織である。

## B. コミューンの共同体

コミューン改革の目的が住民自治を内包する狭小コミューンの広域化であり、巨大コミューンの民主化であることを思えば、立法府は各コミューンがそれぞれ重疊的に加盟することのできる事務組合だけではなく、共同で1つの組織をなす制度の構築にも関心があることになる。こうした組織として示されているのが共同体である。

シュペーヌマン法と呼ばれる1999年の法律は、従来のコミューン協力公施設を整理、統合した<sup>(9)</sup>。そして2002年1月1日までに、これまでの広域行政組織<sup>(10)</sup>に対して、コミューンの事務組合のほか、次に示す3共同体に移行するよう求めている。

### 1. コミューン共同体 (communauté de commune)

コミューン共同体は、複数のコミューンを一団のものにまとめるコミューン協力公施設である (5214-1)。まず、このコミューン共同体はどのような権限をもつのであろうか。

コミューン共同体は、その区域の発展及び開発に関する共同計画を作成するためにコミュニ

ンを連携させることを目的とする(5214-1)。ここでは計画を作成することだけが目的となっていることに留意したい。具体的な分野には、区域の整備および共同体全域にかかわる経済振興活動のほか、次の4事項から1以上の権限を行使する。それは、環境の保護および保全、住宅および住環境の整備、道路の設置、整備および管理、文化スポーツ施設および幼稚園と小学校の設置、管理および運営である(5214-16)。これらの分野の多くは、それが共同体の利益にかかわらなければ共同体の権限には含まれない。しかし共同体の利益にかかわるかどうかを判断するのは共同体議会の権限である<sup>(11)</sup>。そうすると、共同体議会の正当性をみる必要がある。

コミューン共同体の機関として共同体議会(conseil de la communauté)が設置される。この共同体議会における議員数および議席配分を決める方法は2種類ある(5214-7)。1つは、全コミューン議会の意見の合致による。合意さえすれば自由に決められるのだが、問題は全コミューンが合意するかどうかという点にありよう。いま1つはコミューン議会の過半数による議決により、住民数に比例して定められる。前者は、コミューン共同体を複数のコミューンの連合体としてみるのに対して、後者は共同体を1つの自治体のようなものとして理解する発想に立った方法といえよう。コミューンが共同体に加盟するということは、この点で合併することと類似していることになる。もっとも各コミューンは最低1議席を有し、いかなるコミューンも議席の半数以上を有することはできない(5214-7)。この但し書きの規定がコミューン共同体をコミューンに完全に取って代わることを辛うじて阻止することになる。

では、このようなコミューン共同体は、コミューンをどのような規模に拡大しようとしているものなのであろうか。コミューン共同体は最低住民数が要件づけられておらず、法文上はフランスの全コミューンを対象としている。もっとも、このコミューン共同体は従来のコミューン共同体、広域都市共同体(communauté de ville)、広域区(district)からの移行が想定されているものであり、現実には、主として近郊に中核都市のない農村地帯のコミューンの加盟することが予定されている。したがって立法府は、狭小コミューンの問題がコミューン共同体により克服されることを目指していることにならう<sup>(12)</sup>。

## 2. 大都市共同体(communauté urbaine)

大都市共同体は、住民数50万人以上からなる一団のコミューンをまとめるコミューン協力公施設法人である(5215-1)。この共同体には、これまでの大都市共同体のほか、人口要件を備えた広域区の移行してくることが想定されている。もっとも人口要件は設立時のものである。区域については共同体を構成するコミューンがすべて隣接していることが要請され、周辺の小コミューンを取りこぼさないように配慮されている。後掲の表から明らかであるが、この大都市共同体は50以上のコミューンのまとまることも想定しているものであり、他のヨーロッパ諸国の大都市に匹敵する規模での大都市の建設を目指すものである。

大都市共同体は都市の発展及び区域の開発に関する共同計画を作成して実施するためにコミューンを連携させることを目的とする(5215-1)。先のコミューン共同体とは異なり、計画の作

成権限だけではなく実行権限も含まれている。当然にもつ権限として列挙されているのは次の6分野である。すなわち、経済・社会・文化の振興整備、都市計画 (aménagement), 住宅政策 (équilibre social de l'habitat), 社会政策 (politique de la ville), インフラ整備 (gestion des services d'intérêt collectif), 自然環境および社会環境の保護保全 (protection et mise en valeur de l'environnement et de politique du cadre de vie) である。これらの分野ごとに、さらに細かく権限委譲が定められている (5215-20)。

このように通常のコミューンより遙かに多くの権限を委譲される大都市共同体は、その権限行使をどのように正当化するのであろうか。大都市共同体には共同体議会 (conseil de communauté) が設置される。まず、議員数は全コムニーン議会の意見の合致によるか、下記のように定められた法律の規定による (5215-6)。

コムニーン数	大都市共同体の全住民数 (人)			
	-200,000	200,001 -600,000	600,001 -1,000,000	1,000,001-
-20	50	80	90	120
21-50	70	90	120	140
51-	90	120	140	155
78-	加盟コムニーン数の2倍			

上記の大都市共同体議会の議員数は、先のコミューン議会と比してかなり多数であることが一見にして明らかであろう。とくに住民数が20万人を超える場合、議員数が非常に多くなってくる。これは議員数を決めるにあたり、たしかに加盟コムニーン数も考慮されているが、それ以上に共同体区域の住民が増えれば共同体議会の代表者も増員されるべきだという発想に立っていることを示している。

次に、こうした大都市共同体議会の議員は各コムニーン議会で選出され(5211-6)、その選挙は各コムニーンで通常に行われているような複数投票制である(5211-7)。これは大都市共同体がコムニーンの連合であることを物語っている。たしかに、大都市共同体議会の議員選挙の規定に関する審議過程をみると別の側面もうかがえると指摘される<sup>(13)</sup>。すなわち1999年法の国民議会における審議では大都市共同体議会の議員は普通直接選挙で選ばれるべきだと提案されていた。コムニーン選挙のときに各候補者名簿は当選すれば共同体議会に自動的に議席を有することになる候補者を明示するという案である。そして共同体議会の議席はコムニーン議会において占める議席割合に応じて配分されると提案されていた。しかしながら国民議会が可決したその規定について、元老院は否決した。その主たる理由としてあげられたのが、コムニーン議会と大都市共同体議会の正当性の競争を回避することであった。

このようなコミューン連合的性格をもつ大都市共同体に比べ、より一体感のある共同体として提示されているのが、次の市街地共同体である。

### 3. 市街地共同体 (communauté d'agglomération)

これは、大都市共同体ほど全国規模の巨大都市を建設しようとするものではなく、各地に中規模の都市を創ろうとする発想に立つものであり、これまでの都市共同体と広域区からの移行が想定されている。

市街地共同体は、住民数1万5000人以上のコミューンを中核にして5万人以上の一団の市街地を創るように複数のコミューンをまとめるコミューン協力公施設である(5216)。県庁の所在するコミューンが中核となるときには市街地の人口要件は外されるが、それ以外の場合には中核コミューンの住民数と共同体の住民数という2つの要件を具備することが求められる。このような人口要件は税収と委譲される権限の大きさが考慮された結果である。

市街地共同体は、市街地の発展及び地域開発に関する共同計画を作成し、実施するためにコミューンを連携させることを目的とする(5216-1)。市街地共同体は、大都市共同体の場合と同じく、計画の作成だけでなく実施の権限も認められる。具体的には当然の権限として4つの分野が法定されている。すなわち、経済振興、整備、住宅政策、社会政策である。そのほかに次の5分野の中から3分野の権限を選択する。すなわち、道路、清掃、水道、環境、文化スポーツ施設の設置・運営・管理である(5216-5)。これらは大都市共同体議会の権限にすべて含まれるものではあるが、コミューン共同体議会の権限よりは遙かに多い。

この市街地共同体には広範な権限が委譲されることから、市街地共同体議会 (conseil de la communauté d'agglomération) が設置される。この市街地共同体議会についてはコミューン共同体と同一の規定が置かれている(5216-3)。すなわち市街地共同体議会における議員数および議席配分については、加盟コミューンの全コミューン議会の合意にもとづき自由に定められるか、または、加盟コミューンのコミューン議会の過半数による合意により住民数に応じて定められる。もっとも、いずれの場合にも各コミューンは1議席を有し、いかなるコミューンも議席の半数以上を有することはできない。したがって市街地共同体議会については、共同体に加盟するコミューンのコミューン議会が全会一致で自由に決めることもできるが、市街地共同体の区域で住民がどのように偏在しているのかによって各コミューンから選出する議員数とその議席配分を定めることができることになる。そうすると、こうした議会をもつ市街地共同体を創ることは都市化の可能なコミューン周辺に散らばる狭小コミューンの規模拡大の方法ということになる。全国各地で市街地共同体の創られることが<sup>(14)</sup>、フランスの狭小コミューン問題を解決に導くことになる。

## おわりに

最後に、これまで見てきたフランスの様子とわが国の状況を比べてみよう。

わが国の場合、自然発生的な村落共同体で事実上の自治が行われていたのは江戸時代までであるといわれる。明治政府によって、それぞれに自治を行っていた城下町は一括して市とされ、その他は町村にまとめられた。それ以降の市町村はさらに国の地方行政を分担できるような単位に統合、再編成されていった。こうした市町村は地域住民の抵抗が概して少なく、比較的、容易に合併を繰り返していったことになる。その結果として現在、全国各地に法定数50万人以上、実際には100万人以上の住民を有する指定都市、30万人以上の中核市、20万人以上の特例市が存在する。そしてこれらの住民数の極めて多い市と通常5万人以上の住民からなる一般市を合わせて4段階に分けられる市のほか、条例で住民数を定められる町村が、地方自治法上、基礎的自治体と定められている。このような自治体が地方自治を担うものと位置づけられているのである。しかしながら、すでに地域に根をもたない住民が自治を実現することは現実にはきわめて難しくなっている。

翻ってフランスの制度を思い出してみるに、改革論の前提となっているコミューンは自然発生的な地域社会である場合が多く、そこには住民同士のつながりが存在している。したがってフランスのコミューン改革は、住民自治が根づいている基礎的自治体をいかに統合していくのかということが、立法者に意識されるなかで行われてきたといえよう。

他方において、近年、わが国では市町村の事務を共同で処理する手法が活用され出している。従来からの一部事務組合、全部事務組合、役場事務組合のほかに、とりわけ介護保険とのからみで、広域計画を作成して連絡調整を図ることにより総合的、計画的に処理するための広域連合が設けられてきている。そして、この広域連合について法定されている住民参加の実質化が求められている。

こうした状況に対して、フランスの場合、立法者はコミューンの協力組織を整理することによって、とりわけ都市圏に居住する人々の自治を制度化しようとしてきた。そして自治体協力組織の代表者と構成自治体の代表者との民主的正当性のバランスをどのように図るのかということに腐心している。そうしたなかで、住民自治の充実した基礎的自治体を壊すことなく、同程度に民主化された大都市圏および都市圏の建設を進めようとしているといえよう。

## 参考文献

- (1) 以下、地方法典と略称する。本文で挙げた番号は、その法律の該当箇所である。Code général des collectivités territoriales, Edition 2001, Dalloz.
- (2) Jaques Blanc et Bruno Rémon, Les collectivités locales, Presses de sciences po & Dalloz, 1994. ここで示された表をさらに整理しているのが、黒瀬敏文「フランス共和国における地方分権の潮流（上）（下）」地方自治579,580号（1996年）。

- (3) 福岡英明「第10章 住民投票」『現代フランス議会制の研究』信山社（2001年）。
- (4) Répartition des communes par taille démographique au recensement de 1990, Assemblée nationale, Rapport, Tom 1, n° 1356, 1999, p.14.
- (5) Le Monde, 26 mai, 1998. 室田哲男「欧州連合加盟国の地方制度と地方分権の動向」地方自治 645号（2001年）。
- (6) quid, 2001, p.749.
- (7) Pierre Mouroy, La coopération intercommunale, Pouvoirs, 95, 2000. p.38.
- (8) もっとも本稿では取り上げていない。税率が全コミュン協力組織の区域で統一されている単一職業税（taxe professionnelle unique）が重要であることを指摘するにとどめる。
- (9) Loi n°99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et a la simplification de la coopération intercommunale, JO 13 juillet 1999, p.10361 ; Loi n°99-533 du 25 juin 1999, JO 29 juin 1999, p.9515.
- (10) Nadine Dantonel-Cor, Le regime juridique de l'intercommunalité après l'adoption de la loi n°99-586 du 12 juillet 1999 relative à la simplification et au renforcement de la coopération intercommunale, D, Chronique Doctrine, 2000, p.399.
- (11) Herve Groud, L'intérêt communautaire au lendemain de la loi Chevènement, AJDA, 2000, p. 969.
- (12) Loi n°92-125 du 6 février 1992 d'orientation sur l'administration territoriale de la République, JO 8 février 1992, p. 2064; Danièle Devillers, La création des communautés de communes, RFDA, 2000, p.537.
- (13) Michel Degoffe, Le renforcement et la simplification de la coopération intercommunale, AJDA, 1999, p.916.
- (14) Le Monde, 30 août, 2000.